

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令及び告示(案) に対する意見

宮内庁長官官房秘書課調査企画室 御中

(差出元略)

次に述べる理由により、桂離宮の公開拡大と入場有料化に反対致します。

(1) 皇室施設の参観は単に貴重な文化遺産を見学する又は観光するといった性格のものではなく、皇室とその歴史や文化への理解を育み、皇室に対する国民の健全な敬愛の念を養う場となっています。そこに金銭による「応益負担」といった概念を持ち込むことは、そうした皇室施設参観制度の意義を損ない、皇室施設と国民の関係をドライな「業者と顧客」の関係へと変質せしめることになり、延いては我が国の国柄を損なうことにもなりかねません。

(2) 桂離宮は「皇宮」であって、観光施設や商業施設ではありません。多くの観光地がひしめき、その大半が有料である京都の地において、超一級の文化的価値を有しながらその参観が無料であることは、京都の他の観光社寺等を超越した「皇宮」ならではの権威と価値を有しています。参観有料化によってそうした権威は失われ、桂離宮といえども他の観光地に埋没してしまい、延いては皇室の御尊厳を損なうことにもなりかねません。

(3) 桂離宮の参観コースは庭園内の非常に狭い苑路が大半を占めており、多くの入場者を受入れることで苔の踏み荒らし等、今まで守られてきた良好な環境・景観が破壊される危険を伴います。また、庭園内や建物周辺には現在防犯カメラの類は設置されていませんが、公開拡大による安全上の必要からカメラ設置などが行われれば、それだけでも景観の悪化となります(通年公開が行われるようになった京都御所では、あちこちに設置された防犯カメラのために景観が大きく損なわれています)。有料化だけでなく、公開の拡大も行うべきではありません。

(4) 桂離宮などの皇室用財産は、戦後皇室財産から国有財産へと移管されたものです。政府はこれらが皇室からの「預かり物」であることを正しく認識し、管理費用捻出の「自活」を求めたり、政府の「観光立国」政策に利用したりすることは厳に慎み、出来る限り現状を維持したまま後世に伝えることを第一義としてその管理にあたるべきです。

桂離宮の公開拡大・入場有料化方針を撤回していただきますようお願い申し上げます。

以上